

◎騒音規制法の規定に基づく自動車騒音の限度を定める区域等

文京区告示第百七十号
平成十五年三月三十一日

文京区長 煙山 力

騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第十七条第一項の規定に基づく指定地域における自動車騒音の限度を定める総理府令（平成十二年総理府令第十五号）別表備考に規定する区長が定める区域は、それぞれ次の表に掲げるとおりとする。

区域の区分	適用地域
a 区域	平成十五年文京区告示第百六十七号により指定した地域（以下「指定地域」という。）のうち、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八條第一項第一号の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第一号中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
b 区域	指定地域のうち、都市計画法第八條第一項第一号の規定により定められた第一種住居地域及び第二種住居地域
c 区域	指定地域のうち、都市計画法第八條第一項第一号の規定により定められた近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

付 則

この告示は、平成十五年四月一日から施行する。